

生事連 10 号

令和 6 年 11 月 8 日

小売酒販組合

支 部 御中

全国酒販生活協同組合

(公 印 略)

「共済事業実施規則」の一部改正について

平素は格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般の理事会にて、今後の共済事業の継続に向けた取り組みについて協議がなされ、廃業や退職された者でも一定の条件のもとで組合員となることが出来る“2 項組合員”の受け入れを強く進めていく方針が決定されました。

それに伴い、「共済事業実施規則」の一部を改正しましたのでお知らせします。支部並び地区組合におかれましては、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

■改正した共済事業実施規則

(共済事業の利用資格)

第 10 条 定款第 6 条に定める組合員は、共済事業の利用資格を有する。

・改正前：2 定款第 6 条第 2 項における事業を利用することを適当とするできる者とは、50 歳以上で共済事業に 10 年以上継続加入していた者とする。

・改正後：2 定款第 6 条第 2 項における事業を利用することを適当とするできる者とは、50 歳以上で共済事業に 5 年以上継続加入していた者とする。

■審議経過

令和 6 年 10 月 30 日 理事会 可決

■施行日

令和 6 年 12 月 1 日

※ホームページ「共済にご加入中の方」のページ画面内『規約 PDF・規則 PDF はこちらから』よりパスワードを入力しご覧いただけます。→【組合員パスワード：z s s 24430】

以上